

# 令和7年度沖縄県人事委員会事務局定年前再任用短時間勤務職員募集要項

(令和6年12月16日人事委員会事務局長決定)

本格的な高齢社会に対応し、高齢層職員が培ってきた専門的知識や経験を社会において活用していくとともに、定年退職後の生活を雇用と年金の連携により支えることを目的として、60歳に達した日以後、定年退職前に退職した者を、定年退職年齢に達するまでの間、短時間勤務職員として希望する者について、公務で働く能力と意欲のある者を人事委員会事務局で再任用するものとし、この要項に定めるところにより募集を行う。

## 第1 定年前再任用の発令時期及び任期

令和7年度において定年前再任用する場合の発令期日は、原則として60歳に達した日以降の最初の4月1日とし、その任期は原則として定年年齢に達した日以後の最初の3月31日までとする。

## 第2 定年前再任用の対象となる者

定年前再任用の対象となる者は、令和6年4月2日以降に60歳に達し、その日以降に定年退職前に退職した職員（退職予定者も含む。）で定年年齢に達した日以後の最初の3月31日に到達していない者。

## 第3 定年前再任用職員の勤務形態

短時間勤務の職に再任用するものとする。

## 第4 募集人員及び職務内容

募集をする人数及び従事する主な職務内容は、次表のとおりである。

課名	募集人員	職務内容
職員課	1人	職員（沖縄県や市町村（那覇市を除く。）等の一般行政職員、教育職員、警察・消防職員）からの勤務条件や勤務環境等に関する相談・公平審査等に関する業務

※ ただし、令和7年度沖縄県人事委員会事務局暫定再任用職員募集要項及び本要項のどちらかで1人の決定となる。（参照：第10 定年前再任用についての決定等）

## 第5 勤務時間及び週休日

- (1) 勤務時間は1日7時間45分以内で週23時間15分とする。
- (2) 週休日は、日曜日及び土曜日に加え、月曜日から金曜日までの間に2日以内で設けるものとする。
- (3) 勤務日は、所属長がその業務に応じて定め、本人に通知する。

## 第6 休暇制度

- (1) 年次休暇

年次休暇は基本的に常勤勤務職員と同じ扱いとなり、1月1日を基準日として付与する年次休暇は、勤務時間に比例した日数となる。例えば、週23時間15分勤務の場合は、12日が年休として付与される。

(2) その他の休暇制度

原則として常勤勤務職員と同じ扱いである。ただし、常勤勤務職員との勤務条件の均衡を図る必要がある休暇（夏季休暇）は勤務日数に応じた日数となる。

## 第7 給与

(1) 給料月額

定年前再任用職員の職務の級及び給料月額は、単一であり、令和6年度の例を示すと次表のとおりである。

職	行政職
職務の級	3級
給料月額	153,720円

(2) 昇給制度

定年前再任用職員は、昇給制度の適用はない。

(3) 諸手当

定年前再任用職員に支給される手当の例は、次のとおりである。

ア 支給する手当の例

定年前再任用職員に支給される手当は通勤手当、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当及び単身赴任手当である。

また、期末手当・勤勉手当は合計で年間、給料額の2.35月分が支給される。令和6年度の期末手当及び勤勉手当の支給割合は、次表のとおり。

区分	年間計	6月	12月
期末手当	1.375月分	0.6875月分	0.6875月分
勤勉手当	0.975月分	0.4875月分	0.4875月分
計	2.35月分	1.175月分	1.175月分

※令和6年10月の人事委員会勧告に基づく給与改定前の支給割合。

イ 支給されない手当の例

長期継続雇用を前提にライフステージに応じた生計費の増加等に対処する目的で支給される生活関連手当や、主として人材確保を目的とする手当については定年前再任用職員に支給されないことから、扶養手当、住居手当、初任給調整手当特勤手当及び退職手当等は支給されない。

ウ 定年前再任用の諸手当の特例

(ア) 通勤手当

自動車等の交通用具を使用する場合は、1か月当たり平均の通勤所要回数が、10回に満たない職員の通勤手当の月額は、月額に100分の50を乗じて得た額となる。

(イ) 時間外勤務手当

1日当たりの正規の勤務時間と時間外勤務時間が合計7時間45分に達するまでの時間外勤務手当の支給割合は、100分の100となる。

## 第8 医療保険等

### (1) 医療保険、年金保険及び保健事業

- ア 地共済組合員となり、引き続き医療保険等が適用される。
- イ 年金は、日本年金機構の厚生年金に加入する。
- ウ 定年前再任用期間中に年金の支給開始年齢に達した場合、年金額と給与額（給料・各種手当、期末手当等を含む。）に応じて年金の支給額が調整されることがある。
- エ 厚生年金に加入した期間は、日本年金機構から当該期間に係る年金が支給される。
- オ 地共済が実施する保健事業の対象となり、地共済助成人間ドック（本人及び被扶養配偶者）を受診できる。人間ドックを受診する場合は、沖縄県が実施する定期健康診断は受診できない。

### (2) 業務上の災害

定年前再任用職員は、地方公務員災害補償法の対象となる。

### (3) 雇用保険

短時間勤務職員（週23時間15分勤務）は、雇用保険法被保険者となる。

## 第9 選考方法

### (1) 定年前再任用する者の選考方法は、次に掲げる事項について総合的な観点から判断するものとし、その者の勤務状況及びこれまでの勤務実績等（人事評価を含む。）に基づき選考するとともに、必要に応じて個別に面接を行うものとする。この場合における勤務状況の報告は、総務課長から定年前再任用を希望する職員が勤務する所属の長に対し、作成を依頼するものとする。

- ア 採用しようとする職に必要な職務遂行能力があること。
- イ 定年前再任用職員としての任期について勤務する意欲があること。
- ウ 定年前再任用職員としての任期において心身が健康であること。
- エ その他定年前再任用する者の選考に当たって考慮すべき事項に関し、その要件を満たしていること。

### (2) 退職後に一定期間を経過した者が定年前再任用を希望する場合の選考方法に係る(1)アからエまでの事項については、当該者の退職する前の勤務状況及び勤務実績等（人事評価を含む。）に基づくものとする。

## 第10 定年前再任用についての決定等

定年前再任用職員として再任用することの決定は、沖縄県人事委員会事務局再任用職員採用選考委員会に諮って審査した上で行う。

再任用の決定については、令和7年度沖縄県人事委員会事務局暫定再任用職員募集要項及び本要項に基づき応募のあった者から1人を決定する。

決定又は非決定の結果については、令和7年2月中旬までに本人に通知することとする。ただし、定年前再任用することを決定した後、非違行為があった場合は、決定を取り消す。

なお、定年前再任用は選考結果に基づき、当該選考委員会において決定又は非決定を行うため、定年前再任用を希望する者全てが採用されるものではないことに留意すること。

#### **第11 定年前再任用職員の職位**

定年前再任用職員の職位については、主査とする。

#### **第12 業務内容**

定年前再任用職員は、勤務形態にかかわらず、これまで培った知識や経験を後輩職員に伝承する役割を担うとともに、再任用される職名に応じた本格的業務に従事する。職責の面においても、定年前の常勤職員と同様である。

#### **第13 定年前再任用職員の服務について**

定年前再任用職員の分限懲戒及び服務は、一般職員と同じ扱いとなる。定年前再任用職員は、短時間勤務にかかわらず、職員と同様の本格的業務に従事するものであるから、地方公務員の職務の性格に応じて設けられている服務に関する規定、すなわち、服務の宣誓、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限等も一般職員と同様に適用される。

また、定年前再任用職員が任期中に退職を希望する場合の取扱は、一般職員の例によるものとする。

#### **第14 応募方法**

定年前再任用の対象となる者で短時間勤務を希望する者は、令和7年度沖縄県人事委員会事務局定年前再任用短時間勤務職員選考採用申込書（別紙様式1）を、直接人事委員会事務局総務課に提出すること。

#### **第15 募集の期間**

募集の期間は、令和6年12月16日（月曜日）から令和7年1月8日（水曜日）までとする。

#### **第16 留意事項**

定年前再任用短時間勤務を希望する場合は、業務の内容や職責等を十分理解するとともに自身の年金額や年金支給開始時期、定年前再任用後の給与について十分に把握した上で応募すること。

#### **第17 募集に関する問合せ先**

沖縄県人事委員会事務局総務課 定年前再任用職員採用担当（伊志嶺）

〒900-8570 住所 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

電話番号 098-866-2544（IP電話番号3200）

ファクシミリ番号 098-866-2541

メールアドレス aa140007@pref.okinawa.lg.jp

## 附 則

この要項は、令和6年12月16日から施行する。